

町田市被災建築物応急危険度判定員連絡協議会会則

第1 設置

町田市被災建築物応急危険度判定要領（以下、「判定要領」という。）第1に定める判定を町田市と協働し、円滑、かつ、速やかに実施することを目的に判定要領第4に定める町田市被災建築物応急危険度判定員連絡協議会（以下、「判定員連絡協議会」という。）を設置する。

第2 連絡協議会員

町田市内に在住し、又は在勤する東京都防災ボランティアに関する要綱の規定により防災ボランティアとして登録された被災建築物応急危険度判定員（以下「判定員」という。）を連絡協議会員とする。

第3 判定員連絡協議会

町田市は、判定技術の維持・向上を図り、判定業務に関する情報の提供を行うことを目的に、第2による連絡協議会員を対象に必要な応じて判定員連絡協議会を開催する。

第4 判定員名簿

町田市は、第2による連絡協議会員のうち、町田市が実施する被災建築物応急危険度判定（以下、「危険度判定」という。）活動に参加すると意思表示を行った判定員を対象に参集要請及び判定活動に必要な判定員名簿を作成する。

2 判定員名簿は、判定訓練にも使用する。

3 判定員名簿は、町田市都市づくり部建築開発審査課にて保管する。

第5 地域代表者とグループ長

（1）危険度判定実施に伴う判定活動が円滑に実施できるよう地域代表者及びグループ長を置く。

（2）地域代表者は、市域を5地域に区分した各地域に1名を置くものとする。

（3）グループは、主に各地域の在住者及び在勤者で編成を行い、グループ長は各グループに1名を置くものとする。

2 地域代表者及びグループ長は、判定拠点業務マニュアル第6の第1項に基づき班長及び副班長の就任要請に協力するものとする。

第6 代表者会議等

本会の円滑な運営と市との意思疎通を図るため、必要に応じて地域代表者で構成する会議（以下、「代表者会議」という。）を開催する。

2 代表者会議は、町田市の要請に基づき開催し、町田市の施設にて行う。

3 地域代表者は、所属する地域内の判定員の会議（以下、「地域会議」という。）を必要に応じて開催することができる。また、地域会議に市の出席を求めることができる。

第7 （地域代表者及びグループ長の任期）

地域代表者及びグループ長の任期は判定員名簿に登録された日から最大2年とし、判定員連絡協議会から判定員連絡協議会までとする。ただし、再任された場合は、このかぎりではない。

第8 （事務局）

判定員連絡協議会の事務局は、町田市都市づくり部建築開発審査課に設置する。

第9 （会則の改正）

会則は、判定員連絡協議会出席者の多数による議決で改正することができる。

2 市は、前項の規定による改正の前に地域代表者に意見を諮るものとする。

第10 （会議等）

第3及び第6の会議について、町田市がやむをえないと認める場合は、文書による会議に変えることができる。

附 則

この会則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。